

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web検査実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web検査実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

徳島県道路台帳補正業務仕様書

(目的)

第1条 本業務の目的は、徳島県道路台帳補正のため、本仕様書及び特記仕様書に示す内容を現地調査、実測等により道路台帳図及び道路現況調査票・コード調書を補正するものである。

(適用)

第2条 本仕様書は、徳島県及び徳島県知事が管理する道路について、道路法第28条並びに同法施行規則第4条の2に規定する道路台帳の補正について定める。

- 2 本業務の実施にあたっては、測量法、徳島県公共測量作業規程、建設省道路施設現況調査提要及び徳島県道路台帳作成要綱によるほか、本仕様書に従い担当職員の指示監督のもとに誠実に実施するものとする。
- 3 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先するものとする。

(提出書類)

- 第3条** 受託者は業務の実施に先立ち、着手届・主任技術者届・同経歴書、現場代理人届及び同経歴書を提出しなければならない。
- 2 受託者は、業務の実施に先立ち、詳細な作業計画書を立案し、担当職員の承認を得なければならない。その計画を変更しようとする時も同様とする。

(民有地への立入)

第4条 調査のため民有地への立入又は立木等を伐採する場合等の所有者との交渉はすべて受託者が行い、これに要する費用は、すべて受託者の負担とする。

(責任)

第5条 本業務により、第3者に与えた損害は、すべて受託者の責任において解決しなければならない。

(検査)

第6条 受託者は、作業完了後、所定の成果品を提出し、主任技術者立会の上、担当職員の検査を受けなければならない。その際手直しを指示された場合は、速やかに訂正し、指定期日までに納入しなければならない。

(保管)

第7条 成果品はすべて委託者の所有とし、そのうち担当職員の指示する資料は、受託者において善良な管理のもとに、無償で保管し許可なく他に利用してはならない。

(疑義)

第8条 本仕様書に明記のない事項又は疑義を生じた場合は、その都度協議し、担当職員の指示に従わなければならない。

(道路現況平面図及び道路台帳平面図の修正)

- 第9条** 受託者は貸与された竣工検査時の平面図、縦横断図、出来形図、及び丈量図等を利用して、道路現況平面図及び道路台帳平面図を修正するものとする。
- 2 前項によることが不適当な場合は、担当職員の承認を得た上で平面測量を実施し修正するものとする。

(予察作業)

第10条 受託者は後続作業が効果的かつ重点的に実施できる様に次の予察作業を行うものとする。

- 一 新設及び移設を実施した道路図根点の展開及び表示
- 二 道路現況平面図及び道路台帳平面図と貸与された竣工検査時の図面等との照合
- 三 貸与された竣工検査時の図面等の利用可否の判定
- 四 実施順序及び作業方法の決定

(図面等の貸与)

第11条 受託者は道路現況平面図、道路台帳平面図、道路現況調査票・コード調書の修正及び図根点の移設、新設等のため、竣工検査時に使用した図面及び道路台帳関係図面、調書等を担当職員の承認を得た上で貸与を受けることができる。

2 貸与を受けた図面・調書等は受託者の責任において保管し、担当職員の指示に従い返納するものとする。

(図面の接合)

第12条 道路現況平面図及び道路台帳平面図は、貸与された竣工検査時の平面図を写真法等により縮尺千分の一に縮図し、これを挿入及び接合の上透写を行い修正を行うものとする。

2 挿入及び接合は地形、構造物及び線形等を照合・確認の上行うものとする。

3 前項が不適当な場合は、現地補備測量等により、近傍の永久構造物等を2点以上設定し、それぞれ座標を道路図根点から求め、竣工検査時の平面図に記入の上、道路台帳平面図の座標（スリット）で接合させるものとする。

4 第2項及び第3項による方法が不適当な場合は、接合部等の平面測量を行い接合させるものとする。

(道路図根点の新設及び移設)

第13条 道路図根点の設置方法は、徳島県道路図根点設置要領による。

2 道路図根点の設置場所は、周囲の状況を十分考慮し地盤沈下等を生じる恐れのある場所は避け、保存に適し、見通しの良い場所に設置しなければならない。

3 交通量の多い場所等で埋設作業を行う場合は、一般交通等の安全管理を十分に行い、作業中の標識を建てる等の措置をとるものとする。

4 道路図根点は、検査が完了するまで受託者の責任のもとに管理しなければならない。

5 道路の付替工事等による道路図根点の新設は簡易トラバース測量及び簡易水準測量によるものとし、新設の道路図根点を既設の道路図根点2点に結びつけるものとする。その時の結合の精度は座標の水平位置で、±700ミリメートル、基準高で±40ミリメートル S（Sは測距、単位キロメートル）以内とし、それ以上の誤差を生じた場合は、再測量の上、隣接のもう一点の道路図根点まで簡易トラバース測量及び簡易水準測量を行い、それぞれの道路図根点の精度を確認の上、新設図根点の座標を求めるものとする。

6 道路の拡幅工事等による道路図根点の移設は、おおむね10m程度以内の偏心の場合は、磁針法又はこれと同等の精度を保つ方法で行うものとする。この場合の磁方位角は、2回測角で較差60分以内、測距はエスロンテープで2回測定での較差3cm以内とし、それぞれ平均値をとり、基準高についても2回測定で精度を確認し、移設図根点の座標を求めるものとする。なお、近傍に道路台帳平面図で明確に読みとれる永久構造物が数箇所あれば現地において、2辺長以上の測距を行い、道路台帳平面図から座標を読みとり確認の上、永久構造物上に道路図根点を移設してもよいものとする。

(簡易水準測量)

第14条 簡易水準測量は道路図根点の座標測定のみならず、道路部等の高さを測定し、道路台帳平面図に記入表示するものとする。

2 精度は閉合又は往復観測で±40ミリメートル S（Sは測距、単位キロメートル）以内とする。

3 貸与された縦断図及び出来高表から簡易水準測量の精度を確認するものとする。

4 舗装工事等の補正では、前項によって行い、道路図根点及び工事用ベンチマークの確認以外は、担当職員の承諾により、省略することができる。

(現地調査)

第15条 現地調査は、各種表現事項及び構造物等を現地において調査確認し、必要に応じて補足測量を行うものとする。

2 現地調査は、予察作業の結果に基づき、修正表示した藍焼図等を用いて行うものとする。

3 補足測量は平板測量により行い最も確実と思われる地物等を用いて標定測量するものとする。

(道路現況平面図)

第16条 現地調査及び修正素図により、徳島県道路台帳図作成要領に従って、道路現況平面図の原図の修正を行うものとする。

(道路現況調査)

第17条 貸与図及び修正素図により、徳島県道路台帳図作成要領及び徳島県道路現況調査票・コード調書作成要領に従って道路現況調査を行い、道路現況調査票（様式101号）の補正を行うものとする。

(道路施設台帳)

第18条 橋梁、横断歩道橋、トンネル、地下歩道及び道路図根点台帳を、徳島県道路台帳作成要綱に従って作成するものとする。

(道路図台帳平面図)

第19条 道路現況平面図及び道路現況調査により、徳島県道路台帳図作成要領に従って、道路台帳平面図の原図の修正を行うものとする。

(道路台帳管理システム)

第20条 道路台帳管理システムとは、道路台帳データの保存管理をシステム上で行えるように、平成23年度に道路整備課において構築したシステムである。

- 2 各庁舎からライセンス期限が設定された道路台帳管理システムの電子データを道路台帳補正業務受託者に対して配布し、道路台帳補正業務受託者が自身の所有するパソコンに道路台帳管理システムをインストールし、使用することとする。
- 3 システムのインストール、操作及び運用については、「道路台帳管理システム（補正受託者）」を参照するものとする。

(データ入力等)

第21条 データ入力等とは、道路台帳管理システムを用いて、道路現況調査票（様式101号）データの入力及び「道路台帳補正事務取扱要綱 徳島県」に基づくデータのエラーチェックを行うものである。

- 2 エラーが発生している場合には、データの修正を行うこととする。

(成果品)

第22条 提出する成果品は次に示すものを原則とするが、担当職員が不必要と認めたものは省略できる。

- | | |
|------------------------|-----|
| 一 道路現況平面図原図 | 2 部 |
| 二 道路現況平面図藍焼図 | 3 部 |
| 三 道路台帳平面図原図 | 2 部 |
| 四 道路台帳平面図藍焼図 | 4 部 |
| 五 道路図根点座標測定成果簿 | 1 部 |
| 六 道路現況調査票（様式101号） | 2 部 |
| 七 橋梁、横断歩道橋、トンネル、地下歩道台帳 | 2 部 |
| 八 道路図根点台帳 | 1 部 |
| 九 簡易水準測量観測成果表 | 1 部 |
- 2 道路現況調査票（様式101号）については、電子データで納入することとする。
 - 3 成果品は、担当職員の指示に従い差し換え又は追加等により、調整して返納するものとする。
 - 4 差し換えた旧道路台帳平面図藍焼図のうちの1部は各庁舎ごとに一括製本して納品するものとする。